

令和元年八月十日発行
皇學館論叢第五十二卷第四号
抜刷

田中卓博士と『新撰姓氏録』

荊
木
美
行

皇學館論叢 第五十二卷第四号
令和元年八月十日

田中卓博士と『新撰姓氏録』

荊 木 美 行

□ 要 旨

平成三十年十一月に逝去された元皇學館大学学長田中卓博士は、学長として皇學館大学の発展に寄与されるいっぽうで、ご専門とする日本古代史の研究の分野で偉大な足跡を残された。とくに、博士の古典や系譜に対する取り組みは目覚ましいものがあり、『新撰姓氏録』の基礎的研究は博士の代表作の一つに数えられる。小論では、その内容を紹介しつつ、博士が、建武二年の奥書をもつ系統の写本を評価した点を再検討した。その結果、第二十一巻以降については、博士の評価とは逆に、延文五年系の写本のほうが原本に近いと考えられることをあきらかにした。

□ キーワード

田中卓 日本古代史 新撰姓氏録 皇學館大学

はじめに

去る平成三十年十一月二十四日、皇學館大学名誉教授田中卓博士が逝去された。享年九十五。

博士は、大正十二年十二月十二日、大阪市のお生まれ。旧制の浪速高等学校（文科乙類）、東京帝国大学文学部国史学科をご卒業ののち、阿部野高等学校教諭・大阪府立社会事業短期大学教授などを経て、昭和三十七年から私立大⁽¹⁾学として再興された皇學館大学に着任。平成六年三月に大学院教授を退任されるまで（学部教授の退職は平成四年三月）、文学部長・学長を歴任し、大学の発展に尽力された。地方にある私立の単科大学として発足し、当初は二学科百人定員の小規模校が、のちに三学部定員七百人の規模の大学に発展したのは、博士の学長としての土臺作りに負うところが大きかった。これは、博士の功績の一つに数えてよいであろう。

しかし、いうまでもなく、博士の本領は、日本古代史の研究である。還暦を機に刊行の始まった『田中卓著作集』全十一巻十二冊やその続編である『続・田中卓著作集』全六巻（いずれも国書刊行会発行）は、博士の長年にわたる研究の集大成であって、戦後の古代史研究をリードしてこられた博士の研究成果を集約したものである。

博士の研究は多岐にわたるが、壬申の乱・伊勢神宮の創祀・郡司制の成立・『新撰姓氏録』の研究・『住吉大社神代記』の研究など、いずれもその分野の先駆的な研究であって、問題の勘所をとらえる直感、手堅い考証、鋭い発想、いずれをとっても博士の学問は卓越しており、その研究はこんにちなお学界に裨益するところが大きい。

筆者もまた、博士の研究から多大な学恩を蒙った一人であり、皇學館大学着任後は、直接教えを受けることも少なくなかった。博士は、筆者の恩師井上辰雄先生と昵懇で、このお二人から指導を受けたことは、若き日の幸運で

あつて、ここにあらためて感謝の誠を捧げる次第である。

ただ、筆者自身、ながらく研究を続けていると、どうしても博士と見解の異なるところがいくつもあった。邪馬臺国論、倭の六王説、崩年干支の信憑性、豊受大神宮の鎮座などがそれである。不本意ではあつたが、拙論において博士の学説に異を唱えることが、幾度かあつた。

ここに取り上げる『新撰姓氏録』についても、その写本の研究については、博士の研究に導かれつつも、博士とは異なる考えを抱いていた。心残りなのは、博士の逝去によつて、拙見に対する賛否をうかがう機会を失つたことである。小論では、この点についてのべつつ、博士の『新撰姓氏録』研究を偲ぶ縁よすがとしたい。

—

さきにもすこしふれたことだが、博士は、大学卒業後、風土記をはじめ、『住吉大社神代記』『懐風藻』『元興寺縁起並流記資財帳』など、それまで研究者があまり手をつけることのなかつた古典籍や史料のテキスト研究に積極的に取り組まれた。これは、史料をもとに古代史研究を進めるためには、まず信頼のおけるテキストを備える必要があるとする博士の信念にもとづくもので、まったく理に叶つたものである。

博士が『新撰姓氏録』の研究に手を染められたのも、やはり、同じ理由からである。同書は、古代氏族の研究の基本史料だが、博士がその重要性に注目されたのは、平田篤胤の『古史徵開題記』の「新撰姓氏録の論」の影響が大きかつたと思われる（『田中卓著作集』第九卷「序」〈国書刊行会、平成八年九月〉四〇五頁）。

博士の『新撰姓氏録』研究の大半は、著作集の第九卷「新撰姓氏録の研究」に収録されているが、テキストに關す

る博士の見解を要約すれば、現行『新撰姓氏録』は抄本であること、建武系写本と延文系写本とは前者のほうがすぐれている、という二点に尽きる。前者については、こんにち学界の通説といってよいのだが、後者についてはなお意見が岐れるところである。

そこで、博士の所説を紹介する前に、『新撰姓氏録』の概略をのべつつ、問題の所在を指摘しておきたい。

あらためていうまでもないことだが、『新撰姓氏録』は、京畿内を本貫地とする諸氏族一千百八十二氏について、出自・姓氏の由来・系譜などの情報を集成した書物である。

現伝する『新撰姓氏録』の写本は、目録にあった諸氏族名の下に原本の要点を抽出した、一種の抄本である（田中卓「日本紀講書と新撰姓氏録の撰述」『田中卓著作集』第九卷〈前掲〉八六～八七頁）。抄本ではあるが、同書には、弘仁六年（八一五）七月二十日の年紀をもつ上表と、無年紀の序が備わっており（ただし、後述のように、一部の写本には「序」がない）、これによって編纂の経緯がある程度知られる。

田中博士によれば、最初の撰進は、弘仁五年（八一四）六月のことで、現行の序は、のちの補訂のあとがあるものの、このとき書かれたものだという。いっぽう、上表のほうは、翌年七月の再撰進の際に附されたものだという（『新撰姓氏録撰述の次第』『田中卓著作集』第九卷〈前掲〉所収）。

『新撰姓氏録』の編輯方針については、同じく序に、こんにち云うところの「凡例」に相当する記述があつて、これを読めば、収載した一千百八十二の氏族を、一定の基準にしたがつて分類・排列していることがわかる。その基準が、「三体」と「三例」である。

まず、「三体」だが、これについては、序に、

天神地祇之胄。謂_二之神別。天皇皇子之派。謂_二之皇別。大漢三韓之族。謂_二之諸蕃。所_レ以別_三同異_一。序_中前後上

是為三體^①也。

とあるように、^③氏族の同異を辨別し、氏族の新旧を順序づけるための方便だったらしい。具体的には、『新撰姓氏録』に掲載する氏族を、皇別（天皇を始祖とする氏族）・神別（記紀の神代巻にみえる神々を始祖とする氏族）・諸蕃（中国・朝鮮半島からの渡来系氏族）に類別することをいう。現行の『新撰姓氏録』（これが抄本であることについては、後述）はこの基準に沿って巻次を編成しており、第一巻から十巻までを皇別、第十一巻から二十巻までを神別、さらに第二十一から二十九巻までを諸蕃としている。

ちなみに、皇別・神別・諸蕃の各項では、氏族を左京・右京、山城・大和・摂津・河内・和泉という括りで排列しているが、真人姓の氏族については「皇別の上氏」ゆえに、左京・右京・山城国・大和国・摂津国の分を一括して皇別の巻首におき（第一巻）、未詳の氏族は最後の第三十巻に集めている。この点については、序に、

真人是皇別之上氏也。并集京畿。以為一卷。附皇別首。未定是諸氏之未明也。惣為一卷。附諸蕃尾。とみえるとおりである。

二

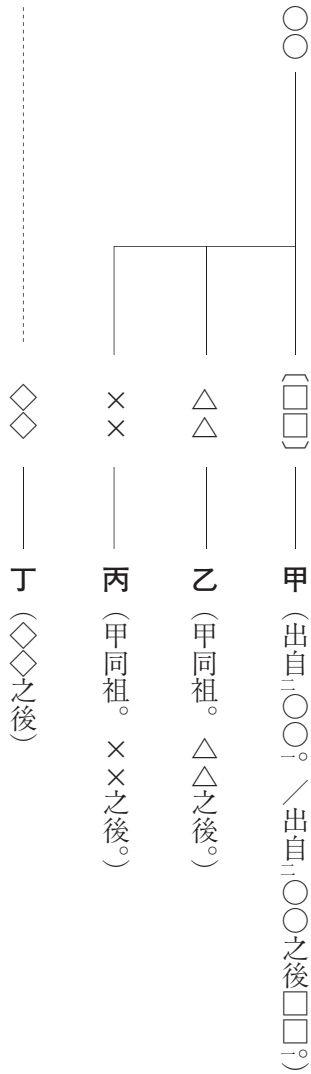
ところで、序によれば、こうした「三體」とはべつに、個々の氏族の出自の記述にあたり、「三例」という基準を設けたという。この「三例」については、序のなかで「三體」との対比で、「本其元生。則有三體。跡其群分。則有三例。」とのべ、その基準をつぎのように示している。

① 枝別之宗・特立之祖。書曰「出自」。② 或古記本系並録而載。或載古記而漏本系。或載本系而漏古記。書

田中卓博士と『新撰姓氏録』（荊木）

甲 ↓ 枝別之宗・特立之祖。書曰「出自」。

乙・丙 ↓ 或古記本系並録而載。或載古記而漏本系。或載本系而漏古記。書曰「同祖之後」。
丁 ↓ 宗氏古記雖云遺漏。而立祖不謬。但事涉狐疑。書曰「之後」。



『新撰姓氏録』「三例」のイメージ

曰「同祖之後」^③。宗氏古記雖云遺漏^一。而立祖不^レ謬。但事涉狐疑^一。書曰「之後」^一。所以辨「遠近」示「親疎」^上。是為「三例」也。

これによれば、①「枝別之宗」「特立之祖」は「出自」と書す、②古記または本系のどちらかいつぼう、または両方に記載があるものを「同祖之後」と書す、③「宗氏」に関しては古記に遺漏があるとはいえ、祖を立てることに誤謬がない、ただし事狐疑に涉るので「之後」と書す、という原則を立て、これを「三例」と称したことが知られる。

そもそも、この分類については、序において、「跡^二其群分^一。則有三例^一」「所以辨^二遠近^一示^中親疎^上。是為三例^一也」と繰り返しのべられていることからわかるように、諸氏族の群分をあとづけるために、氏族間の本枝関係によってその親疎（遠近）の度合いを示そうとしたものである。要するに、『新撰姓氏録』は、まず、氏族をその元により分類し（「三体」）、ついで、「三例」によって相互の關係の有無を示す形をとっているのであって、「三体」と「三例」は、同書を織り成す経と緯にも喩えられる。

さて、こうしてみると、「三体」「三例」については、『新撰姓氏録』編者の立てた、いちおうの基準のあることがわかる。そして、その基準が出自の記載にあたって実際に用いられたことも、現行抄本によって確認できる。しかし、「三体」のほうはともかく、「三例」については問題が多い。それは、おそらく、抄出・転写の段階における原文の誤写・改変に起因するものであろうが、この点に関してもっとも深刻な問題を抱えているのは、第二十一卷以降である。第二十一（三十卷）に登載される氏族は、（七四〇）大秦公宿禰から（一一八二）山田造まで全部で四百四十三氏に及ぶが、このうち、建武二年系の写本に「之後」とあるものが、延文五年系のそれでは「出自」になっているケースが（これら写本については、後述参照）、おおよそ百五十一例存在するのである（ただし、ともに「出自」とする例が九、「之後」とする例は百七十にもあるので、全体からみれば圧倒的に多いとは云えない）。しかも、それは各巻に遍く及んでいる。これ

は、たんなる写し間違いといった性格のものではなく、意図的ともいふべき、大掛かりな改変であり、いずれの写本を是とするかは、それぞれの系統の写本と原本の親疎関係にかかわる、重要な相違なのである。

三

そこで、つぎに、この点について考えてみたいが、そのためには、『新撰姓氏録』の写本系統について解説しておく必要がある。

現存する『新撰姓氏録』は、目録にあった諸氏族名の下に原本の要点、おもに「序」にいうところの「三例」をしるした部分を抽出した、一種のダイジェスト本であつて、編纂当時の原本ではないことは、さきにも述べたとおりである。序文の下に加えられた「又抄^三姓氏録文^二注^三於此卷^一。是皆為^レ備^二指掌^一。私所^レ為^レ也」という書入れは、一般的な事情をよく示しているが、田中博士のいわれるように、政府官人や知識人の必要に応じて、平安時代、それもはやい時期に「抄^三姓氏録文^二注^三於此卷^一。」という操作がおこなわれたのであろう（『新撰姓氏録の基礎研究』『田中卓著作集』第九卷〈前掲〉四〇〜四二頁）。しかも、皇別にのみ散見する「日本紀合」「続日本紀合」といった注記は、原本にはなかった可能性も考えられるので、だとすると、現行の抄本はかならずしも原本にある情報だけを抜き出したものとは云えぬ、やや異質の抄本である。

ところで、こうした抄本には、大別して二つの系統がある。さきにも名前を出したが、一つは建武二年（一三三五）系統のもので、奥書に、

已上卅一卷

兼治判

以吉田前内府御本重校合了。両方点付之。

建武二年捌月七日 判

とあることにより、こう呼ばれている（以下、「建武二年系本」と称する）。この系統のものとしては、『新撰姓氏録』現存最古の写本である京都大学附属図書館所蔵の菊亭文庫本や西尾市立図書館岩瀬文庫所蔵の柳原本がある。

つぎに、いま一つの系統は延文五年（一三六〇）系統のものである。こちらは、写本の奥書に、

此條々延文五年庚子七月以他本書加之。

神祇大副兼豊 判

とあることに因んで「延文系本」などと称されている（以下、「延文五年系本」。この系統の写本としては、佐伯博士が『新撰姓氏録の研究』本文篇（吉川弘文館、昭和三十七年七月）の底本に採用された神宮文庫所蔵の御巫清直旧蔵本や和歌山大学附属図書館所蔵の度会延良本などがある。

『新撰姓氏録』の写本がこうした二系統に分類されることは、田中博士がはじめて指摘されたことであつて（この見解は、昭和二十七年十一月の史学会での研究発表ではじめてあきらかにされた⁽⁵⁾）、これは動かすべからざる鉄案である。

ただし、両者は、まったく別系統の写本ではない。佐伯博士によれば、延文五年系本は、二つの異なる本からなる複合本で、はじめは建武二年系本と同じな流れに属する第一巻より第二十一巻までのみの、しかも序文や右京皇別の山道真人⁽⁴⁾の條から撰津国皇別の五字までを脱した不完全な残簡本であつたものに、系統の異なる第二十一巻以降の残簡本を結合させた特異な本だという。あるいは、ぎやくに、第二十一巻以降のみの残簡本に建武二年系本と同じ系統の第一〜二十一巻をあわせたものだと考えられるが（佐伯有清『新撰姓氏録の研究』本文篇〈前掲〉二一〜三二頁）、いづれにしても、延文五年系本は、第一〜二十一巻の部分は建武二年系本と同じ系統の写本で、残る第二十一巻から最

後までが、これとは別系統の写本だと考えられる。

従来、もつともよく利用されてきた『新撰姓氏録』のテキストは、佐伯博士が校訂された『新撰姓氏録の研究』本文篇であるが、これは、延文五年系本の代表的写本である神宮文庫所蔵の御巫清直旧蔵本を底本としている。『新撰姓氏録』研究（前掲）の第一人者である佐伯博士の判断だけに、一般のひとには建武二年系本よりも延文五年系本のほうがすぐれた写本であるとの印象を与えているが、事実はかならずしもそうではない。田中博士は、むしろ建武二年系本のほうを善本とみておられるのである。

佐伯・田中のお二人が、戦後の『新撰姓氏録』研究を牽引してきたことは衆目の一致するところであろうが、その両碩学の判断が真つ向から対立するのが、建武二年系本・延文五年系本の評価である。

いま、それぞれの研究に拠りつつ、建武二年系本・延文五年系本の相違点を示すと、つぎの四点に整理できる。

- ① 延文五年系本には、序文が附されていない。
- ② 延文五年系本は、右京皇別の山道真人条から撰津国皇別の五字まで、この間十三氏についての記載が脱落している。
- ③ 延文五年系本は、第二十一巻が重出している。
- ④ 巻第二十一以降の記載において、建武二年系本で「出自」とされるところが、延文五年系本（第二十一巻の重出巻以下）ではかなりの数「之後」となっている。

田中博士は、①・②が延文系本の大きな缺陷であることを指摘するとともに、③・④にあげた第二十一巻以降の内容についても、建武系本のほうが原本の面影を伝えている点のあることを主張しておられる（『姓氏録、延良本の出現と菊亭本の意義』『田中卓著作集』第九巻（前掲）所収）。そして、こうした判断のもとに、「新校・新撰姓氏録」（『田中卓著作集』第九巻（前掲）所収）では、全体としては佐伯博士の『新撰姓氏録の研究』本文篇を底本としながらも、第

二十一卷以降については、建武二年系本の古写本である京都大学所蔵の菊亭文庫本『新撰姓氏録』（南北朝時代末から室町時代初期の書写、小槻兼治自署本か）を底本にし、延文系本も併載するという方法を採用している。

では、いったい、いずれの見立てが正しいのであろうか。

右の①・②については、佐伯博士ご自身も、「延文五年系本の缺点であることは辯護の餘地がない」（『新撰姓氏録の研究』本文篇〈前掲〉一二頁）と、その不備を認めておられる。しかし、③・④については「充分注意する必要がある」として、延文五年系本の特徴である重出巻の第二十一巻から第三十巻の内容に「顕著な注目すべき特色がある」ことに目を向けておられる。

「顕著な注目すべき特色」とは、さきにも少しふれたが、「三例」の記載が、建武二年系本の第二十一巻以降と延文五年系本の第二十一巻以降の部分とは大きく異なる点を云う。すなわち、建武二年系本で「之後」とされるものが、延文五年系本ではかなりの数「出自」になっていることを指している。

これらの表記のちがいについて、田中博士は、「両様の書法が、初めからあつた筈はない。何れかが元で、何れかが後に改竄したと見るべきであらう」（『姓氏録、延良本の出現と菊亭本の意義』『田中卓著作集』第九巻〈前掲〉所収、二二六頁）と指摘される。そして、前述のように、序文の「凡例」を抛りどころに、「出自」と「之後」の書法の軽重はおのずからあきらかだとして、「自らの家系を権威づけるための工作が行はれたとすれば、それは「之後↓出自」の方向で改竄されたと考へるのが自然であり、その逆に、「出自」系の氏族が、故意に「之後」系に改めたといふことは、常識的にもありえない」と考えておられるのである（同上、二二六―二二七頁）。博士が、校訂本の作成にあたって建武二年系本を重んじるのも、じつは、この点が大きな抛りどころとなっている。

これに対し、佐伯博士は、「いわゆる「三例」を出自の明確さの度合いを表示するものとして考えた場合、諸蕃の

諸氏の多くが、延文五年系本では「出自」となっているのに疑問をさしはさまねばならないのは当然である」（『新撰姓氏録の研究』本文篇〈前掲〉一八頁）と認めつつも、じつはそうではないのだとされる。博士の主張は、以下のとおりである。

いわゆる「三例」を確實性の程度を示すための類別としてではなく、諸氏を配列するのに必要な本枝関係の表示法と考へ、そうして「出自」の例を、「枝別之宗」あるいは「特立之祖」から直接系をひく親近の氏、すなわち本宗の氏と考へれば、むしろ支族の少ない諸蕃諸氏の性格からみて、その本宗の多くが「出自」となっているのは当然で、この方が原本のままを伝えたものというべきであつて、いよいよもつて延文五年系本の優位性は強固さを増す。（同上、一八頁。傍点〓荆木）

両博士ともに自説を堅持し、一步も引かぬ構えだが、われわれとしては、いずれの説を採るべきであろうか。

四

『新撰姓氏録』がもとはいずれかの表記だったことは、田中博士の云われるとおりで、それが伝写の過程で書き改められたのであろうが、「之後」が「出自」に書き換えられたのか、はたまた「出自」が「之後」に書き換えられたのかは、にわかに判断しがたい。⁽⁶⁾

この点について、実例を示そう。たとえば、現在伝わる抄本の（四四六）多米宿禰条には、

多米宿禰。同神五世孫天日鷲命之後。

という記載がある。これについては、はやくに伴信友が指摘したように（『多米宿禰本系帳考附新撰姓氏録本編抄本考』

『古婆衣』十四之卷、『伴信友全集』第四卷（国書刊行会、明治四十四年四月）三〇七頁）、『政事要略』卷二十六に原本からの引用と思しき逸文がみえている。すなわち、そこには、

姓氏録云。多米宿禰。出_レ自_二神魂命五世孫天日鷲命_一也。四世孫小長田。稚足彦天皇_諡成_務御世。仕_三奉大炊寮_一。御飯香美。特賜_三嘉名_一。負_二朕御多米_一。六世孫三枝連男倭古連之後。天淳中原瀛真人天皇_諡天武御世。改賜_三宿禰姓_一とある。この逸文は、現行の抄本が省いた記述をふくんでいる点でも貴重だが、ここで注目すべきは、抄本に「同神五世孫天日鷲命之後」とあるところが、原本では「出_レ自_二神魂命五世孫天日鷲命_一也」となっていたらしい点である。これなどは、原本に「出自」とあったものをちに「之後」と書き換えた事例である。

また、こうした事例もある。田中博士が『古葉略類聚抄』卷十から見出された『新撰姓氏録』逸文には、

姓氏録云。出_二百濟国_一。応神天皇御代初帰化。七世孫。衣古之裔孫。中石男。齐明天皇御代。賜_二宇努首_一。男。正六位上男人。云々。

とある。これは、大和国諸蕃の（九四九）宇努首条の逸文である。表記はいささか崩れているが、現行抄本にはない記述をふくんでいるところから判断すると、『新撰姓氏録』原本からの引用の可能性が考えられる（この点については、国書逸文研究会編『新訂増補国書逸文』（国書刊行会、平成七年二月）の小野一之執筆「姓氏録」の項も参照）。

この部分は、延文五年系本では「宇奴首。出_レ自_二百濟国君男、弥奈曾富意弥_一也」と「出自」形式で書くが、建武二年系本では「宇奴首。同国君男、弥奈曾富意弥之後也」となっており、「之後」形式が採用されている。抄本の比較だけでは、いずれが正しいか判断に苦しむところだが、『古葉略類聚抄』所引の逸文が原本系の写本からの引用だとすると、そこに「出_二百濟国_一」（「出」は、田中氏の指摘されるように、「出自」の「自」を逸したものである）とあるので、原本は「出自」形式だったと考えられる。しかも、多米宿禰は第十四卷収録の氏族だが、こちらは第二十六卷の氏族

だから、第二十一卷以降においても、原本に「出自」とあったものが、「之後」に書き換えられていることを示す証拠として貴重である。

たしかに、序が「之後」を「事狐疑に渉る」ケースと説明している以上、「之後」は「出自」よりも史料的根拠に乏しい場合に用いる書法と云える。この点は、田中博士の主張のとおりである。

しかし、こうした主張は、あくまで序の「凡例」が存することが前提となっている。ところが、さきにもふれたように、延文五年系の写本には序がないのである。⁸⁾「三例」の書き分けの根拠を示す「凡例」が存在しなければ、「出自」が「之後」より由緒正しいものであることは読み手に伝わらないはずである。

ただ、それでも、当時、「出自」形式による記載が「名譽の称呼」と認識されていたなら、「凡例」の有無は関係ないであろうが、これについては疑問がある。

すなわち、『日本後紀』以下の国史には（『新撰姓氏録』原本とほぼ同時代に完成した『続日本紀』は除外）夥しい数の改賜姓記事がみえている。それらのなかには「出自」「之後」など、じつに多様な表記によって祖先を示した例がみられるが、それらは大別して、①「枝別（之別・別祖）」、②「苗裔（裔・裔孫）」、③「出自」、④「同祖（同族）」、⑤「之後」、⑥「其先―国人」、という六種の表記に分類できる（⑥「―国人」は、いわゆる諸蕃のみに限定される特殊な書式だが、いちおう表記方法の一つにふくむ）。ところが、これらを仔細に点検しても、とくに「出自」様式が権威のある記述だと云う徴証は見出せない。そこから判断すると、「三例」の原則が一般にも通用していたとは考えがたい。

詳細は別稿に譲るが、⁹⁾『日本後紀』以下の史書では、「出自」の三十例に対し、「之後」は七十八例と圧倒的に多い。これは、『日本後紀』以降の時代にあつては（それは、『新撰姓氏録』抄本が流布していく時代でもある）、むしろ、「之後」による出自記載のほうが一般的だったことを物語っている。

さて、そうすると、『新撰姓氏録』の抄出・筆写の段階で、田中博士の想定とは逆に、「出自」↓「之後」の方向で書き換えのおこなわれた可能性も、じゅうぶん考えられる。しかも、それは、意図的な改竄などではなく、当時の筆法にしたがった、きわめて自然な書き換えであったとみることができるのである。

なお、これに關聯して注意しておきたいのは、建武二年系本の「之後」が、延文五年系本ではことごとく「出自」と改められているのではないという点である。たとえば、百濟を例にとると、たしかに延文五年系本では「出自」となっているものが、かなりの数ある。しかしながら、(七九二) 飛鳥部をはじめ建武二年系本とおなじく、「之後」のままのものも、十三氏存在している。とくに、(八八七) 飛鳥部造(右京諸蕃下)が建武二年系本で「飛鳥戸造。同国比有王之後也」とあるものが、延文五年系本では「飛鳥戸造。出自百濟国比有王一也」となっているのに、(一〇三九) 飛鳥戸造(河内国諸蕃)ではともに「之後」である。意図的な改竄というのであれば、当然こちらも書き換えられて然るべきだが、そうはなっていない。これなどは、「出自」↓「之後」といった改竄を想定する立場からは、説明がむづかしいであろう。

おわりに

以上、『新撰姓氏録』の二種の写本について、田中博士の研究をもとに検討を加えてきた。

これによれば、『新撰姓氏録』における「出自」「同祖之後」「之後」という書き分けについては、本枝の関係を軸に氏族間の親疎をあらわすための基準であったとみてよく、序がわざわざその基準を示しているところを見ると、編者はなんらかの根拠があつて、それをもとに書き分けをおこなったと考えられる。

しかしながら、国史の改賜姓記事では、「出自」が「之後」よりも由緒の正しい場合に用いられる用語であるという徴証はみられない。したがって、『新撰姓氏録』序にいう「出自」と「之後」の表記のちがいは、あくまで同書でのみ通用するものであつて、かならずしも普遍的な区分ではない。それどころか、国史では「之後」の例のほうが多数を占めることを考慮すると、むしろ、こちらのほうが一般的な表記であつたと思われる。そのため、筆者は、『新撰姓氏録』抄本の写本、とくに第二十一巻以降で喰い違いの多い「出自」と「之後」は、「出自」↓「之後」の方向で書き換えられたのではないかと考えるのである。

こうした判断は、田中博士の年来の主張と真つ向から対立するものであり、むしろ佐伯説を支持するものである。⁽¹⁰⁾ 田中博士の、拙論への所感をもはやうかがうことができないのは、惜しむべきことだが、博士のご冥福をお祈りしたい。

注

(1) 阿部野高・社事短の勤務期間のことは、博士の著書等にもほとんど記載がない。唯一、社事短時代に、寮監を兼務し、寮監室に起居し、そこで風土記研究会などの例会を開催していたことが記される程度である。ただ、筆者は、偶然の機会に、阿部野高時代の博士の同僚で、のちに英知大学教授を務められたM氏の知遇を得た。また、前任校の四條畷学園女子短期大学で同僚だったF氏は、社事短時代の田中博士の教え子であつた。両氏の談話から、両校勤務時代の博士についても多少知るところがある。とくに、阿部野高退職の経緯などは、あまり知られていない事実だが、小文とは直接関係がないので省略する。

(2) 著作集のこの巻については、①「田中卓著『新撰姓氏録の研究』」(『皇學館論叢』二九一六、平成八年四月)で、同巻収録の「新校・新撰姓氏録」を中心に私見をのべたことがある。

ちなみに、筆者は、『田中著作集』の正篇については、上記の書評以外にも、紹介・書評の筆を執つたことがある。具体的には、②「『田中卓著作集』全十一巻(十二冊)を読む」(『藝林』四八一、藝林会、平成十一年一月)において全体的な得失を論評

したほか、個別には、③「紹介と解説『田中卓著作集』第十卷」（『皇學館論叢』二六一五、皇學館大学人文学会、平成五年十月）・④「田中卓著作集』第11―I卷」（同上二八一、平成七年二月）でも第九卷・第11―I卷の二冊を取り上げたことがある。ほかに、評論集第三卷と続編の第六卷については、それぞれ、⑤「田中卓評論集3『祖国再建』〈建国史を解く正統史学〉を読む」（『藝林』五六―一、藝林会、平成十九年四月）・⑥「『統・田中卓著作集』第六卷に寄せて」（同上四六一―四、平成七年二月）という書評も執筆している。

これらのうち、③は「田中卓著『古籍籍と史料』について」と改題して拙著『古代史研究と古籍籍』（皇學館大学出版部、平成八年九月）に、また、①・②・④・⑤についてはいずれも拙著『記紀と古代史料の研究』（国書刊行会、平成二十年二月）の第三篇「学史上の人々とその著作」に収録したので（①は「田中卓博士の氏族系譜研究―『新撰姓氏録の研究』の刊行に寄せて」、④は「田中卓博士の神道史研究―『田中卓著作集』第十一―I巻を読んで」と改題）、ご参照たまわれれば幸いである。

(3) 小論で『新撰姓氏録』を引用する場合、建武二年系本については、その代表的な京都大学附属図書館所蔵の菊亭文庫本や西市立図書館岩瀬文庫所蔵の柳原本により、延文五年系本の場合は、和歌山大学附属図書館所蔵の度会延良本と神宮文庫所蔵の御巫清直本によった。なお、延文五年系本で云うところの初出巻とは、度会延良本と御巫清直本に重出する第二十一巻の初出の巻を指し、後出巻とは、その重出のほうを云う。ただし、たんに「第二十一巻以降」などと記すケースは、重出巻の第二十一巻以降の意であることをお断りしておく。

(4) 菊亭文庫本は、南北朝期から室町時代前期にかけての、現存最古の写本。田中博士は、この写本のみ「判」の字がないことから、小槻兼治の自署本と推測（姓氏録、延良本の出現と菊亭本の意義『田中卓著作集』第九卷〈前掲〉所収）。ただし、原本は現存せず、佐伯博士も田中博士も、ついに原本はご覧になっていない。佐伯博士は、『新撰姓氏録の研究』拾遺篇（吉川弘文館、平成十三年八月）の「序」において「私が昨年（平成十二年）十一月末に京都大学附属図書館を訪れて、現に当本が無事所蔵されていることを確認しえた」とあるが、このとき博士は原本を手にとりて確認されたわけではない。念のため申し添えておく。

(5) 餘談だが、このときの研究発表を聴いておられた聴衆の一人に、朝鮮古代史の研究者として知られる和歌山大学教授の村上

四男先生がおられた。村上先生は、この発表を聴いて田中博士の卓越した才能を見抜き、その後の研究に注目していたという。これは、博士の『古代天皇の秘密』（太陽企画出版、昭和五十四年二月）が刊行されたころ、村上先生のご自宅でうかがった直話である。

(6) 以下は、拙稿「『新撰姓氏録』の出自記載をめぐって」（塚口義信博士古稀記念日本古代学論叢（和泉書院、平成二十八年十一月）所収）や、近く発表予定の小口雅史先生の還暦記念論集に寄稿した「『新撰姓氏録』抄本をめぐる問題―「三例」の記載をめぐって―」で論述したと一部重複することをお許し願いたい。

(7) 『古葉略類聚抄』は著者・成立年代ともに不明だが、建長二年（一二五〇）の奥書をもつ古写本が現存しており、それを溯ることは確実で、田中氏は「平安時代末以降、鎌倉時代中葉以前の成立」とみてられる（『新撰姓氏考証』神道大系古典編六『新撰姓氏録』（神道大系編纂会、昭和五十六年二月）所収、のち『新撰姓氏録の研究』（前掲）所収、二〇二頁）。

(8) こうした脱落が、いつの段階から生じたのかは明確にしがたいが、延文五年系本を代表する和歌山大学附属図書館所蔵の度会延良本と神宮文庫所蔵の御巫清直本にはすでに序がないので、おそらくはやい時期から延文五年系の写本には序が備わっていないのであろう。思うに、再度の撰進の際にあらためて上表が附されたので、初撰時の序は不要と判断され、転写の際に削られたのであろう。

(9) 前掲「『新撰姓氏録』抄本をめぐる問題―「三例」の記載をめぐって―」を参照。

(10) ただし、誤解のないように云えば、筆者は、部分的には建武二年系本が延文五年系本よりもすぐれていると思う。したがって、建武二年系本の価値をまったく否定しているわけではなく、最古の『新撰姓氏録』写本として、尊重すべき点は少なくないともみている。

（いばらき よしゆき・皇學館大学研究開発推進センター教授）